

CCUS職種コード		06とび工-02足場とび工、13溶接工-02かじ工、15運転手（一般）-04建設廃棄物運搬工、37はつり工-01はつり工、52その他（施工）-26解体工、27解体工（コンクリート工作物）、28解体工（木造建築物）、29ひき家工、41アスベスト除去工
能力評価実施団体		（公社）全国解体工事業団体連合会
呼 称		解体技能者
レベル4	就業日数	10年（2150日）
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇以下の5資格のうち1つ以上 ✓登録解体基幹技能者〔00039〕 ✓優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（91047）解体工 ✓優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（91048）はつり工 ✓安全優良職長厚生労働大臣顕彰（93001） ✓卓越した技能者厚生労働大臣表彰（94009） ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル3	就業日数	5年（1075日）
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇以下の4資格のうち1つ以上 ✓解体工事施工技士（30069） ✓登録解体工事講習（30114）修了者のうち、1級土木施工管理技士（30005）、1級建築施工管理技士（30007）、技術士（総合技術監理部門）（30015）又は技術士（建設部門）（30024） ✓特定建築物石綿含有建材調査者（37038） ✓建築物石綿含有建材調査者（37039） ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が2年（430日）
レベル2	就業日数	3年（645日）
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の9資格のうち3つ以上（技能講習） ●コンクリート造の工作物の解体等作業主任者（40014） ✓足場の組立等作業主任者（40011） ✓建築物の鉄骨の組立て等作業主任者（40012） ✓木造建築物の組立て等作業主任者（40019） ✓石綿作業主任者（40027） ✓酸素欠乏危険作業主任者（第1種）（40028又は40029） ✓ガス溶接技能講習（40032） ✓車輛系建設機械（整地-運搬-積込用および掘削用）運転（機体重量3t以上）（40035） ✓車輛系建設機械（解体）運転（機体重量3t以上）（40036） ●以下の12資格のうち2つ以上（特別教育・その他安全講習） ✓立木伐採（胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つきり・かかり木）（50010） ✓高所作業車の運転（作業床の高さ10m未満）（50020又は40039） ✓特定粉じん作業（50042） ✓ダイオキシン類対策特別措置法に掲げる廃棄物の焼却施設を有する廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の解体およびこれに伴うばいじんおよび焼却灰を取扱う業務（50049） ✓石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業（50050） ✓足場の組立て、解体または変更作業（地上または壁固な床上における補助作業の業務を除く）（50052） ✓電気取扱い業務（低圧電気取扱業務）（50055） ✓墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業を除く）安全帯使用作業（50058） ●職長教育（60001又は60011） ✓安全衛生責任者（60005又は60011） ✓振動工具取扱作業（60015） ✓木造建築物解体工事作業指揮者（60016）
	レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。
 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。 ※同資格の上位資格を保有している場合には、下位資格の取得がなくても、下位資格も保有しているものとして取り扱う。